

実質的支配者開示規則の改正

2026年2月

One Asia Lawyers Philippines Team

日本法弁護士 難波 泰明

フィリピン弁護士 Razel Ann P. Esteban

I. 概要

2025年12月22日、フィリピン証券取引委員会 (SEC) は、「改訂実質的所有者情報開示規則 (Revised Beneficial Ownership Disclosure Rules)」 (Securities and Exchange Commission Memorandum Circular No. 15, series of 2025) を発行しました。本改訂規則は、法人を違法目的に悪用することを防止し、透明性を強化するため、正確な実質的所有者情報の報告に関する包括的な規制枠組みを確立することを目的としています。

本ニュースレターでは改正点の概要をお知らせします。



II. 所有割合基準の引下げ

支配権を有するとされる所有権の割合に関して、改正後は、従来の25%から、対象法人に対する議決権の20%以上の保有に引き下げられました。

III. 適用範囲

従前、営利法人 (Stock Corporations) 及び非営利法人 (Non-Stock Corporations) に限られていた対象の範囲が拡大され、パートナーシップや一人会社 (One Person Corporation)、フィリピンにおいて事業を行うための許可を受けた外国法人 (支店、駐在員事務所等) を含む、SECが管轄するすべての自然人及び法人が対象となりました。

IV. 対象事業者の義務

(1) 新規設立法人

改正規則により、新規に設立又はSEC登録をする際に、実質的所有者情報を提出しなければならず、当該情報が提出されない限り、設立証明書又は営業許可証が発行されないこととなりました。

(2) 既存法人

既存法人は、改訂規則施行後最初に提出する一般情報シート (GIS) において、実質的所有者情報を提出しなければなりません。

(3) 変更の報告義務

実質的所有者に変更があった場合は、7暦日以内にSECへ報告しなければならず、従前の30暦日から大きく短縮されました。

(4) 記録保存義務

今回から新たに、報告法人は、実質的所有者情報を保存し、解散又は事業終了後少なくとも**5年間**保管しなければならないこととされました。変更履歴も各変更日から**5年間**保存する必要があります。

(5) 株式譲渡の記録

また、改正規則により、株式の譲渡、売却又は移転は、当該日から**30日以内**に株主名簿へ記録しなければ効力を生じないこととされました。

V. 主要な禁止事項及び義務的開示

(1) 名義人の開示義務

名義人である取締役、株主又は発起人は、自らが名義人である旨、及び名義人を選任した者又は本人の身元を SEC に開示しなければならないこととされました。

(2) 配当の支払制限

今回の改正により、株主名簿に記録された株主以外の自然人又は法人に対して配当を支払うことは禁止されることとなりました。

(3) 実質的所有者登録簿

今後、実質的所有者情報の開示は SEC が設置する実質的所有者登録簿（Beneficial Ownership Registry）を通じて行うこととされました。ただし、施行初年度の既存法人については GIS を通じた提出が認められます。

VI. 企業が取るべき対応

フィリピンにおいて営業許可を取得している、又は取得を予定している外国企業は、SEC 通達第 15 号（2025 年）に従い、実質的所有者の一覧及び必要情報を SEC へ提出しなければなりません。また、当該情報を適切に記録・保存するとともに、変更が生じた場合は 7 暦日以内に SEC へ報告する必要があります。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> 又は info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >

	<p>難波 泰明 弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士 フィリピン担当 アジア ESG/SDGs プラクティスグループ リーダー</p> <p>大阪市内の法律事務所での約7年間の勤務を経て独立し、法律事務所経営に携わり、国内企業の人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理建築紛争、マンション管理、一般民事事件、刑事事件のほか、大阪市債権管理回収アドバイザーなどの自治体実務を取り扱う。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞。</p> <p>2021年9月、弁護士法人One Asiaに参画。フィリピンチームを担当し、2023年からフィリピンに駐在。フィリピン進出に関する法令調査、人事労務、各種コンプライアンス、M&A、債権回収、撤退支援、ESG関連など、幅広くアドバイスを提供している。</p> <p>APAC Insider Best Labor Dispute Lawyer 2024 受賞 yasuaki.nanba@oneasia.legal</p>
	<p>Razel Ann P. Esteban One Asia Lawyers Philippines team</p> <p>Razel は、2021年にフィリピン大学法学部を学部長表彰学生として卒業し、2022年フィリピン司法試験の模範合格者となった。</p> <p>その後2022年から2025年まで ACCRALAW 法律事務所の知的財産部門でジュニアアソシエイトとして勤務し、フィリピン国内外のクライアント向けに知的財産出願、訴訟、助言を含む様々な知的財産業務を担当。また、ライセンス契約、技術移転契約、データ共有契約、データ処理契約の審査を通じ、フィリピンの知的財産法およびデータプライバシー法規制への準拠を確保する経験を有する。</p> <p>Razel は 2025年に大阪で外国人弁護士として短期間勤務し、国際クライアントの日本商標ポートフォリオに関する窓口業務を担当するとともに、日本における知的財産出願及び権利行使に関する助言を提供した。</p> <p>razel.esteban@oneasia.legal</p>